



鳥取県公報

令和3年2月12日（金）
号外第16号

毎週火・金曜日発行

目 次

- ◇ 告 示 河川法による工作物の撤去（67）（中部総合事務所県土整備局）…………… 2
- ◇ 公 告 自衛官の募集の中止（危機対策・情報課）…………… 2
- ◇ 調達公告 一般競争入札の実施（教育センター）…………… 2

告 示

鳥取県告示第67号

河川法（昭和39年法律第167号）第24条及び第26条第1項の規定に違反して許可なく河川区域内に設置している工作物の撤去について、撤去を命ずべき者を確知することができないので、同法第75条第3項の規定により次のとおり告示する。

令和3年2月12日

鳥取県中部総合事務所長 吉 川 寿 明

- 1 次の表に掲げる工作物の所有者又は賃貸借その他により当該工作物を使用する権利を取得した者は、令和3年3月11日までに当該工作物を二級河川橋津川水系橋津川の河川区域内から撤去すること。

工作物	数量	所在地（次の図に示すとおりとする。）
杭	51本	東伯郡湯梨浜町大字橋津66-1地先、71-1地先、75-2地先、77-1地先、79-2地先、81地先、84-4地先、85-1地先、86-1地先、92地先、93地先、94地先、100地先、105-3地先、105-6地先、726-3地先、726-19地先、726-25地先、734-3地先、735-10地先及び735-12地先
梯子	10台	
栈橋	2台	

- 2 1の工作物が期限内に撤去されない場合は、河川管理者である鳥取県中部総合事務所長がこれを撤去するものとする。この場合において、当該撤去に係る費用は、河川法第75条第9項の規定により撤去をしなかった者の負担とする。

（「次の図」は省略し、その図面を鳥取県県土整備部河川課及び鳥取県中部総合事務所に備え置いて縦覧に供する。）

公 告

令和3年1月29日付鳥取県公報第9270号で公告した自衛官の募集を中止する。

令和3年2月12日

鳥取県知事 平 井 伸 治

- 1 中止する理由
令和2年度自衛官候補生採用試験について計画を変更し、募集を終了したため。
- 2 問合せ先
 - (1) 各市役所及び町村役場（自衛官募集窓口）
 - (2) 自衛隊鳥取地方協力本部又は各事務所等
本部（0857-23-2251）
鳥取募集案内所（0857-26-4019）
倉吉地域事務所（0858-47-3250）
米子地域事務所（0859-33-2440）

調 達 公 告

一般競争入札を行うので、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号。以下「政令」という。）第167条の6第1項及び地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）第6条の規定に基づき、次のとおり公告する。

令和3年2月12日

鳥取県教育センター所長 三 橋 正 文

- 1 調達内容

(1) 調達案件の名称及び数量

情報教育研修システム賃貸借及び保守業務 一式

(2) 調達案件の仕様

入札説明書による。

(3) 業務の期間

ア 契約期間 契約締結日から令和8年7月31日まで

イ 賃貸借機器の納入期限 令和3年6月30日（納入期限までに機器の設置及び動作検証を完了させること。）

ウ 賃貸借期間 令和3年7月1日から令和8年6月30日まで（賃貸借期間終了後の令和8年7月1日から同月31日までの間に賃貸借機器のデータ消去等の作業を行い撤去すること。）

(4) 入札方法等

入札は、紙入札により行うものであること。

入札書に記載する金額は、契約申込金額（課税事業者にあつては、消費税及び地方消費税の額を含めた金額（1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てるものとする。））とする。併せて、課税事業者にあつては、内訳に消費税及び地方消費税の額を記載すること。

なお、契約申込金額は、(3)の業務の期間の総額を見積もった金額とする。

2 入札参加資格

本件入札に参加する資格を有する者は、単独企業又は共同企業体とし、それぞれ次に掲げる要件を全て満たす者とする。

(1) 単独企業に関する要件

ア 政令第167条の4の規定に該当しない者であること。

イ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

ウ 本件調達の公告日から開札日（再度入札を行う場合にあつては、再度入札の開札日）までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）の規定による更生手続開始の申立てが行われた者又は民事再生法（平成11年法律第225号）の規定による再生手続開始の申立てが行われた者でないこと。

エ 平成30年鳥取県告示第519号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が情報処理サービスのシステム等開発・改良及びシステム等管理運営並びに事務用機器のパソコン類の全てに登録されている者であること。

なお、本件入札に参加を希望する者であつて、競争入札参加資格を有していないもの又は当該業種区分に登録されていないものは、鳥取県競争入札参加資格審査事務取扱要綱（昭和40年1月30日付発出第36号）第5条第1項に規定する競争入札参加資格者名簿（以下「競争入札参加資格者名簿」という。）への登録に関する申請書類を令和3年2月22日（月）正午までに4の(2)の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の(2)の場所に必ず連絡すること。

オ 本件の業務を履行することができる者であつて、保守、点検、修理その他のアフターサービスを求めに応じて速やかに提供できるものであること。

カ 本件入札に係る共同企業体の構成員でないこと。

キ 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同企業体に関する要件

ア 各構成員が(1)のア、イ、ウ及びキの全てに該当すること。

イ 次の競争入札参加資格のそれぞれの業種区分に構成員の1以上の者が登録されていること。

(ア) 情報処理サービスのシステム等開発・改良

(イ) 情報処理サービスのシステム等管理運営

(ウ) 事務用機器のパソコン類

なお、上記業種区分に登録された構成員がいない共同企業体が本件入札に参加しようとするときは、構成員のいずれかが競争入札参加資格者名簿への登録に関する申請書類を令和3年2月22日（月）正午までに4の（2）の場所に提出すること。この際、本件入札に参加するための登録申請であることを、当該申請書類の提出と同時に4の（2）の場所に必ず連絡すること。

ウ 共同企業体において（1）のオの要件を満たすこと。

エ 共同企業体が、2名以上の者により自主的に結成されたものであること。

オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の最も大きい者が代表者となること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。

カ 各構成員が、本件入札において参加する単独企業又は他の共同企業体の構成員でないこと。

キ 共同企業体結成に係る協定を締結していること。

3 契約担当部局

鳥取県教育センター

4 入札手続等

（1）入札手続及び業務の仕様に関する問合せ先

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター

電話 0857-28-2321

電子メール kyoikucenter@pref.tottori.lg.jp

（2）競争入札参加資格者名簿への登録に関する問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220

鳥取県総務部総合事務センター物品契約課

電話 0857-26-7431

（3）入札説明書等の交付方法

令和3年2月12日（金）から同年3月10日（水）までの間にインターネットの鳥取県教育センターホームページ（https://cmsweb2.torikyo.ed.jp/toriedu-center/index.php?page_id=390）から入手すること。ただし、これにより難しい場合は、次により直接交付する。

ア 交付期間及び交付時間

令和3年2月12日（金）から同年3月10日（水）までの日（日曜日、土曜日及び国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日を除く。）の午前9時から午後5時までとする。

イ 交付場所

（1）に同じ。

（4）郵便等による入札

可とする。ただし、書留郵便（親展と明記すること。）又は民間事業者による信書の送達に関する法律（平成14年法律第99号）第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの（親展と明記すること。）により、（1）の場所に送付すること。

（5）入札及び開札の日時及び場所

ア 日時

令和3年3月26日（金）午後1時30分（ただし、郵便等による入札書の受領期限は、同月25日（木）午後5時とする。）

イ 場所

〒680-0941 鳥取市湖山町北五丁目201

鳥取県教育センター 本館2階 第1研修室

5 入札参加者に要求される事項

- (1) 入札書に件名及び入札者名を記入し、「入札書」と明記した封筒に入れ、密封して提出しなければならない。
- (2) 本件入札に参加を希望する者は、2の入札参加資格に適合することを証明する書類を4の(1)の場所に令和3年3月10日(水)午後5時までに提出し、入札参加資格の確認を受けなければならない。
- (3) 入札参加者は、(2)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

6 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金

本件入札に参加する者は、入札保証金として契約申込金額の100分の5以上の金額を県の指定する期日までに提出しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則(昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。)第124条において準用する会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって入札保証金の納付に代えることができる。

なお、鳥取県物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める規則(平成7年鳥取県規則第106号。以下「調達手続特例規則」という。)第14条の規定により、入札保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

(2) 契約保証金

落札者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、会計規則第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、調達手続特例規則第18条の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

7 その他

(1) 契約手続において使用する言語、通貨及び時刻

日本語、日本国通貨及び日本標準時

(2) 入札の無効

2の入札参加資格のない者のした入札、入札者に求められる義務を履行しなかった者のした入札及び会計規則、この公告又は入札説明書に違反した入札は、無効とする。

(3) 契約書作成の要否

要

(4) 落札者の決定方法

この公告に示した業務を履行できると判断した入札者であって、会計規則第127条の規定に基づいて作成された予定価格の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行ったものを、落札者とする。

(5) 手続における交渉の有無

無

(6) その他

詳細は、入札説明書による。

8 Summary

(1) Nature and quantity of the services to be required : An information education training system to be leased

(2) Time-limit for submission of documents for qualification confirmation: 5:00 PM, 10, March, 2021

(3) Time-limit for submission of tenders : 1:30 PM, 26, March, 2021

(Time-limit for submission of tenders by registered mail : 5:00 PM, 25 March, 2021)

(4) Contact point for the notice : Office of Tottori education center , 5-201 Koyamacho-kita, Tottori-shi, 680-0941, Japan TEL : 0857-28-2321